

各市町村長 殿

徳島県保健福祉部障がい福祉課長  
(公印省略)  
徳島県障がい者相談支援センター所長  
(公印省略)

自立支援医療（更生医療）の支給認定における再認定の可否等の判定について（通知）

自立支援医療（更生医療）の支給認定については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年11月7日法律第123号）第74条第2項及び「自立支援医療費の支給認定について」（平成18年3月3日付障発第0303002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙3「自立支援医療費（更生医療）支給認定実施要綱」に基づき、障がい者相談支援センターにおいて、可否等の判定を行っているところです。

また、再認定の可否等の判定を省略（以下、「判定省略」という。）できる場合として、「腎臓機能障害に対する人工透析療法に係る自立支援医療（更生医療）の可否等の判定について」（平成21年8月24日障第424号、障相第392号）により、腎臓機能障害に対する人工透析療法（通院のみ）に限り、判定省略ができることとしているところです。

この度、「自立支援医療の支給認定における再認定の取扱いについて」（平成25年6月19日障発0619第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）において、市町村の判断により再認定の申請における意見書の省略が可能と考えられる例が示されていることから、次の医療（通院のみ）についても、判定省略ができることとしますので、適切な取扱いをお願いします。

1 対象となる医療

- ・心臓・腎臓・肝臓の機能障害による移植術後の抗免疫療法
- ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害に対する抗HIV療法、免疫調整療法
- ・小腸機能障害に対する中心静脈栄養療法

2 判定省略の要件

再認定の申請であって、医療の具体的方針に変更がないこと（入院を除く）。

ただし、可否等の判定を省略できる場合であっても、市町村において判断が困難な場合等は判定を依頼することができる。

3 その他

なお、障がい者相談支援センターの判定は省略できることとなりますが、市町村における再認定手続きはこれまで同様、1年以内を最長とされているので御留意ください。

4 適用開始時期

令和2年12月1日

更生医療の要否判定について

申請区分	内 容	障がい者相談支援センターへの判定依頼	備 考
新規申請	新規に更生医療が必要な人	○	
	県外からの転入の場合	×	
継続申請	通院であって有効期間が終了し、引き続き同じ医療内容が継続する場合	×	
治療方針の変更	医療機関変更（医療内容は同じ）	○	
	医療の具体的方針の変更	○	通院→入院(その逆) 抗免疫療法→透析療法(その逆)

(注1) 「○」は判定が必要、「×」は判定が不要

(注2) 判定依頼の省略に該当する場合であっても、市町村において疑義が生じた場合は、従来どおり判定依頼を行うことができる

(関係法令 抜粋)

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）

(都道府県による援助等)

第74条 市町村は、支給認定又は自立支援医療費を支給しない旨の認定を行うに当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

2 都道府県は、市町村の求めに応じ、市町村が行うこの節の規定による業務に関し、その設置する身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助を行うものとする。

○自立支援医療費の支給認定について（平成18年3月3日付障発第0303002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別紙3自立支援医療費（更生医療）支給認定実施要綱

第6 更生医療の再認定及び医療の具体的方針の変更

1 支給認定の有効期間が終了した際の再度の支給認定（以下「再認定」という。）を申請する場合、申請者は、申請書に再認定の必要性を詳細に記した医師の意見書、被保険者証等及び受診者の属する「世帯」の所得の状況等が確認できる資料のほか、腎臓機能障害に対する人工透析療法の場合については、特定疾病療養受療証の写しを添付の上、市町村長あて申請させること。市町村長は、更生相談所の長に対し、再認定の要否等についての判定を依頼するとともに、更生相談所の判定の結果、再認定が必要であると認められるものについて、再認定後の新たな受給者証を交付すること。また、再認定を必要としないと認められるものについては認定しない旨、本要綱第5の2の却下手続に準じて通知書を交付すること。